

健康危機管理推進会議運営要項

(目的)

第1条 本要項は、健康危機管理基本指針4に基づき設置する総合的健康危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）及び地域健康危機管理推進会議（以下「地域推進会議」という。）の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 推進会議及び地域推進会議は、健康危機管理に関する情報連絡を行うほか、次の事項について協議する。

- (1) 関係機関相互の連絡体制の確立に関すること。
- (2) 健康危機管理体制の充実強化に関すること。
- (3) その他健康危機管理のために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議及び地域推進会議を構成する団体、機関は、別表のとおりとするが、随時これ以外の団体、機関を加えるなど、必要に応じて調整することができる。

(議長及び副議長)

第4条 推進会議及び地域推進会議に議長及び副議長を置く。

2 推進会議の議長は県健康福祉部長とし、副議長は議長が指名した者とする。

3 地域推進会議の議長及び副議長は、構成員の互選とする。

4 議長は、推進会議及び地域推進会議を代表し、議事を進行する。

5 副議長は、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、県健康危機管理課において処理する。

2 地域推進会議の庶務は、県の各保健所において処理する。

(運営の効率化)

第6条 推進会議は、他の健康危機管理に関する会議との併催等により、効率的な実施に努めるものとする。

2 地域推進会議において協議することとされている第2条の協議事項については、熊本県保健医療推進協議会地域保健医療推進協議会救急医療専門部会において処理することができるものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、推進会議及び地域推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(附則)

この要項は、平成11年2月15日から施行する。

(附則)

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成16年4月12日から施行する。

(附則)

この要項は、平成16年4月21日から施行する。

(附則)

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成30年3月30日から施行する。

別表

○総合的健康危機管理推進会議の構成団体、機関

公益社団法人 熊本県医師会	
公益社団法人 熊本県薬剤師会	
熊本赤十字病院（救命救急センター）	
熊本県医薬品卸業協会	
陸上自衛隊西部方面隊	
福岡検疫所熊本空港出張所	
熊本県町村会	
熊本県消防長会	
熊本市	医療政策課
熊本県警察本部	生活環境課
	捜査第一課
	鑑識課
	科学捜査研究所
	警備第二課
知事公室	危機管理防災課
熊本県総務部	消防保安課
	私学振興課
熊本県環境生活部	環境保全課
	くらしの安全推進課
	消費生活課
熊本県農林水産部	農業技術課
	畜産課
熊本県教育委員会	体育保健課
熊本県健康福祉部	健康福祉政策課
	健康危機管理課
	高齢者支援課
	子ども未来課
	子ども家庭福祉課
	障がい者支援課
	医療政策課
	健康づくり推進課
	薬務衛生課
	保健環境科学研究所
	保健所（代表）

○地域健康危機管理推進会議の構成団体、機関

郡（市）医師会
郡（市）薬剤師会
医療機関代表
市町村
消防署
警察署
教育事務所
保健所